

杉並区特別職報酬等審議会条例

昭和39年 9 月 5 日  
条例第35号

〔注〕平成19年 3 月から改正経過を注記した。

|    |                      |                      |
|----|----------------------|----------------------|
| 改正 | 昭和39年12月 2 日条例第43号   | 昭和40年 7 月 1 日条例第25号  |
|    | 昭和44年 9 月18日条例第31号   | 昭和47年 7 月 3 日条例第23号  |
|    | 昭和49年 2 月28日条例第 2 号  | 昭和50年 3 月25日条例第31号   |
|    | 昭和56年 4 月 1 日条例第 8 号 | 平成13年 3 月 7 日条例第 5 号 |
|    | 平成13年 3 月23日条例第26号   | 平成19年 3 月13日条例第 4 号  |
|    | 平成20年10月14日条例第28号    | 平成25年 3 月21日条例第10号   |
|    | 平成27年 3 月13日条例第 8 号  |                      |

(設置)

第 1 条 区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。  
一部改正〔平成19年条例 4 号・20年28号・25年10号・27年 8 号〕

(諮問)

第 2 条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、区長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年12月 2 日条例第43号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月 1 日から適用する。

2 この条例による改正前の条例の規定により既に支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく報酬の内払いとみなす。

付 則（昭和40年 7 月 1 日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年 9 月18日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正前の条例の規定により、すでに支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく内払いとみなす。

付 則（昭和47年 7 月 3 日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正前の条例の規定により、すでに支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく内払いとみなす。

附 則（昭和49年 2 月28日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正前の条例の規定により、すでに支給した報酬については、この条例による改正後の条例の規定に基づく内払いとみなす。

附 則（昭和50年 3 月25日条例第31号）抄

- 1 この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 4 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 7 日条例第 5 号）抄

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月23日条例第26号）抄

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月13日条例第 4 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月13日条例第 8 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱

平成27年11月 4 日  
杉特審第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）第 8 条の規定に基づき、杉並区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会会長（以下「会長」という。）に氏名を申し出て、傍聴券（様式第 1 号）の交付を受けるものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え、退出するときは、傍聴券を係員に返還するものとする。

(傍聴できない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 危険物その他の他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 係員に傍聴券の提示ができない者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の数)

第 4 条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 審議会における言論について批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語し、雑談し、又は騒ぎ立てる等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、審議会を妨害し、又は審議会の秩序を乱すような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第 6 条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長に申し出るものとする。

(会長等の指示)

第 7 条 会長は、審議会場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退出)

第 8 条 傍聴人がこの要綱に違反したときは、会長は、その者に退出の指示をすることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により会長から退出の指示を受けたときは、速やかに退出するものとする。
- 3 傍聴人は、審議会を非公開としたときは、会長の指示に従い、速やかに退出するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか審議会の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月 4 日から施行する。

様式 略